

情報提供

那医発第 273 号
令和 5 年 7 月 27 日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利 博朗
常任理事 喜納美津男



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「令和 5 年 6 月 29 日からの大雨による災害により被災した要介護高齢者等への対応および被災者に係る被保険者証の提示等について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局:宮城・前泊 /電話 098-868-7579)

記

冲医発第 656号
令和 5年 7月24日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
理事 涌波淳子

令和 5 年 6 月 29 日からの大雨による災害により被災した要介護高齢者等への対応
および被災者に係る被保険者証の提示等について

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせ致します。

本件は、令和 5 年 6 月 29 日からの大雨による災害により被災した要介護高齢者等への対応および被災者に係る被保険者証の提示等についての通知となっております。

令和 5 年 6 月 29 日からの大雨による災害により別添のとおり、山口県の一部地域において災害救助法が適用されました。

災害救助法の適用を受けた場合における被災した要介護高齢者等への対応と致しましては、介護保険施設や居宅サービス事業所等について、災害等による定員超過利用が認められていること、被災のため職員の確保が困難な場合においても所定単位数の減算を行わないこと、利用者については利用者負担や保険料の減免を可能とする等、市町村に対し柔軟な対応が求められております。

また、厚生労働省より、被保険者証および負担割合証を消失あるいは家屋に残したまま避難していることにより、介護保険事業等に対して被保険者証等を提示できない場合も考えられることから、この場合、氏名・住所・生年月日・負担割合を申し立てることにより、被保険者証等を提示した時と同様のサービスを受けられる取扱いとする旨の事務連絡が発出されたとの事です。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴管下会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、現在では、山口県の一部地域で災害救助法が適用されている状況ですが、最新の災害救助法適用地域につきましては、内閣府のホームページよりご確認くださいませようお願い致します。

記

内閣府ホームページ：https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

- 令和 5 年 6 月 29 日からの大雨による災害により被災した要介護高齢者等への対応および被災者に係る被保険者証の提示等について (令和 5 年 7 月 11 日 (日医発第 704 号) (介護))

沖縄県医師会事務局業務 2 課：赤嶺
TEL：098-888-0087
FAX：098-888-0089
g2@okinawa.med.or.jp



都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公印省略)令和 5 年 6 月 29 日からの大雨による災害により被災した要介護高齢者等への対応
および被災者に係る被保険者証の提示等について

令和 5 年 6 月 29 日からの大雨による災害により、別添のとおり、山口県の一部地域において災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用されたため、厚生労働省より各都道府県介護保険主管部局あてに災害により被災した要介護高齢者等への対応に関する事務連絡が発出されました。災害救助法の適用を受けた場合における被災した要介護高齢者等への対応といたしましては、介護保険施設や居宅サービス事業所等について、災害等による定員超過利用が認められていること、被災のため職員の確保が困難な場合においても所定単位数の減算を行わないこと、また利用者については利用者負担や保険料の減免を可能とする等、市町村に対し柔軟な対応が求められているところです。

また、被保険者証および負担割合証(以下、被保険者証等)を消失あるいは家屋に残したまま避難していることにより、介護保険事業所等に対して被保険者証等を提示できない場合も考えられることから、厚生労働省より各都道府県介護保険担当主管部局等に対し、この場合、氏名・住所・生年月日・負担割合を申し立てることにより、被保険者証等を提示した時と同様のサービスを受けられる取扱いとする旨の事務連絡が発出されましたので併せてご連絡申し上げます。

要介護認定等については、新規の要介護認定等の申請前にサービスを受けた被保険者に対しても、市町村の判断により特例居宅介護サービス費等を支給することができることや、要介護認定等の有効期間の満了前に更新申請をすることができない場合についても、要介護認定等の更新申請があつたものと見なして引き続きサービス提供を行うことができる取扱いとする旨などが示されております。

なお、現在では山口県の一部地域で災害救助法が適用されている状況ですが、最新の災害救助法適用地域につきましては、内閣府のホームページよりご確認いただきたくお願い申し上げます。(該当ページ URL : http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、郡市区医師会及び会員へご周知賜りたく宜しくお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・令和 5 年 6 月 29 日からの大雨による災害により被災した要介護高齢者等への対応について(令 5.7.2 事務連絡 厚生労働省老健局介護保険計画課)
- ・令和 5 年 6 月 29 日からの大雨による災害に伴う被災者に係る被保険者証の提示等について(令 5.7.2 事務連絡 厚生労働省老健局介護保険計画課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課)

以上

事 務 連 絡
令和 5 年 7 月 2 日

各 都道府県介護保険主管部（局） 御中
各 市区町村介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

令和 5 年 6 月 29 日からの大雨による災害により被災した

要介護高齢者等への対応について

標記災害の被災に伴い、山口県の一部地域において災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用されました。このため、別添の事務連絡の内容について改めて御了知いただくとともに、同内容について、関係保険者への周知・指導等よろしく取り計られるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 5 年 7 月 2 日

山口県介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

令和 5 年 6 月 29 日からの大雨による災害により被災した

要介護高齢者等への対応について

標記災害の被災に伴い、貴管内の一部地域において災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用されました。このため、別添の事務連絡の内容について改めて御了知いただくとともに、同内容について、関係保険者への周知・指導等よろしく取り計られるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

事務連絡
平成25年5月7日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
高齢者支援課
振興課
老人保健課

災害により被災した要介護高齢者等への対応について

標記について、災害により被災した世帯の要介護高齢者等については、保険者において適切に御対応いただいているところですが、下記内容について改めて御了知いただくとともに、災害の発生により貴管内の市町村が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた場合等にあつては、同内容について関係保険者への周知・指導等よろしく取り計られるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

記

- 1 保険者である市町村においては、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、介護支援専門員、介護サービス事業者、民生委員・児童委員、ボランティア等に協力を依頼する等の方法により、その状況や実態の把握に努めていただくとともに、避難対策及び介護サービスの円滑な提供について、柔軟な対応をお願いいたします。
- 2 居宅サービスは居宅において介護を受けるものとしておりますが、自宅以外の場所（避難所や避難先の家庭、旅館等）で生活している場合でも必要なサービスを受けられるよう、保険者である市町村においては、介護サービス事業者や居宅介護支援事業者等に協力を依頼するなど柔軟な対応をお願いいたします。
- 3 介護保険施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス、通所介護及び通所リハビリテーション等については、災害等による定員超過利用が認められているところです。その際の介護報酬については、利用定員を超過した場合でも、特例的に所定単位数の減算は行わないこととしており、この場合において、通所介護費等の算定方法にかかわらず所定の介護サービス費の対象とします。また、特定施設入居者生活介護についても同様と致します。なお、被災のため職員の確保が困難な場合においても、同様に所定単位数の減算は行わないこととします。

4 被災のため居宅サービス、施設サービス等に必要な利用者負担をすることが困難な者については、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第50条または第60条に基づき、市町村の判断により利用者負担を減免できます。

また、被災のため第1号保険料の納付が困難な者については、法第142条及び市町村の条例に基づき、保険料の減免又はその徴収を猶予することができます。

なお、市町村によるこれらの利用者負担額、保険料減免額（特別調整交付金の算定基準に該当するもの）が一定以上となった場合、当該市町村に対しては特別調整交付金を交付することとなります。

事務連絡

令和5年7月2日

各 都道府県介護保険主管部（局） 御中

各 市区町村介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

高齢者支援課

認知症施策・地域介護推進課

老人保健課

令和5年6月29日からの大雨による災害に伴う被災者に係る
被保険者証の提示等について

標記災害の被災に伴い、山口県の一部地域において災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されました。当該地域の被保険者については、被保険者証及び負担割合証（以下「被保険者証等」という。）を消失あるいは家屋に残したまま避難していることにより、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等に提示できない場合等も考えられることから、この場合においては、氏名・住所・生年月日・負担割合を申し立てることにより、被保険者証等を提示したときと同様のサービスを受けられる取扱いとします。

すなわち、被保険者証等の提示がなくとも、市町村が保険給付費相当額を指定居宅サービス事業者等へ直接支払うこと（代理受領方式による現物給付化）ができることとなります。

また、要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ。）については、下記の取扱いとします。

- ・ 新規の要介護認定申請前にサービスを受けた被保険者に対しても、市町村の判断により特例居宅介護サービス費等を支給することができます。
- ・ 要介護認定及び要介護認定の更新等の申請を行う者が、上記の事情により、被保険者証の提示ができない場合においても、当該申請を受理することができる取扱いとします。
- ・ 既に要介護認定申請を行っている方に対して、認定審査会を開催できない等の事情により通常の要介護認定を行えない場合も、暫定ケアプランを用いたサービス提供を行うことができる取扱いとします。
- ・ 要介護認定の更新申請をすることができる方が要介護認定の有効期間の満了前に申請をすることができない場合についても、要介護認定の更新申請があったものと見なし引き続きサービス提供を行うことができる取扱いとします。

については、上記趣旨について御了知いただくとともに、管内市町村及び関係者等への周知徹底をお願いいたします。

※ 被災により被保険者証等を紛失・消失した被保険者に対しては、上記の取扱いについて周知するとともに、速やかに再交付申請を行うよう勧奨されますようお願い

いたします。